

## 八尾市建設工事の部分引渡しに係る支払要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、工事請負契約書第39条に規定する部分引渡しについて必要な事項を定めるものとする。

(部分引渡しの対象となる工事)

第2条 部分引渡しの対象となる工事は、建設工事のうち部分的にしゅん工が可能な工事であり、かつ、原則として、あらかじめ設計図書において「部分引渡しを受ける部分」を指定している工事とする。

(部分引渡しに係る請負代金の算出)

第3条 指定部分の部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出するものとする。  
指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額 / 請負代金額)

(部分引渡しに係る支払いの申請)

第4条 受注者は、指定部分の部分引渡しに係る支払を受けようとするときは、請負工事指定部分払申請書(別記様式)により申請しなければならない。

附則

この要綱は、平成24年12月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(別記様式)

## 請負工事指定部分払申請書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

別紙(添付)明細書のとおり施工いたしましたので、下記についてご確認のうえ、請負工事の指定部分の支払いを受けたく申請します。

① 工事名			
② 請負金額	円	⑨ 工期	年 月 日から 年 月 日まで
③ 指定部分相当額	円		
④ 前払金額	円	⑩ 指定部分の工期	年 月 日から 年 月 日まで
⑤ 前払金支払済額	円		
⑥ 前払金清算額	円	⑪ 部分完成検査日	年 月 日
⑦ 既部分払金額	円	⑫ 今回出来高率	$\text{⑫} = \text{③} / \text{②} \times 100$ %
⑧ 今回申請額	円	ただし、出来高率(%)の小数点第3位以下は、切捨てとする。	

(前払金清算額の算定式)

$$\text{⑥前払金清算額} = (\text{③指定部分相当額} \div \text{②請負金額}) \times \text{④前払金額}$$

ただし、二年以上にわたる契約を締結し、かつ前払金を分割した場合で、

⑥前払金清算額  $\geq$  ⑤前払金支払済額となるときは、⑤前払金支払済額を⑥前払金清算額とするものとする。

(部分引渡しに係る請負代金の算定式)

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$